令和6年度

江北町下水道事業会計予算書

議案第17号

令和6年度江北町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度江北町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	接続戸数	3, 120戸
(2)	年間総排水量	694, 497 m ³
(3)	一日平均排水量	1 , 902 m^3
(4)	主要な建設改良事業	
	汚水管渠埋設工事	8,300千円
	公共下水道施設機械·電気設備改築工事	11,650千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収	な益	6 1 6,	155千円
第1項 営業収益		109,	169千円
第2項 営業外収益	È.	506,	986千円
	支	出	
第1款 下水道事業費	門	605,	496千円
第1項 営業費用		5 3 1,	968千円
第2項 営業外費用]	67,	3 1 4 千円
第3項 特別損失		5,	2 1 4 千円
第4項 予備費		1,	000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額185,354千円は、引継金3,782 千円、当年度分損益勘定留保資金172,632千円及び当年度利益剰余金 処分額8,940千円で補てんするものとする。)。 収入

第1意	欠 資	译本的収入			207,	5 2 9 千円
第 1	項	企業債			19,	600千円
第 2	2項	他会計出資金			1 3 5,	000千円
第3	3項	他会計補助金			40,	0 1 7 千円
第4	1項	国庫補助金			10,	750千円
第 6	3項	負担金等			2,	162千円
			支	出		
第1憲	欠 資	資本的支出			3 9 2,	883千円
第 1	項	建設改良費			35,	4 3 0 千円
第2	2項	企業債償還金			3 5 7,	453千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に 属する債権及び債務として処理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1 1,533千円及び45,179千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり と定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道	16,900	証書借入	6.0%	借入先の融資条件によ
事業	千円		以内	る。ただし、企業財政そ
公営企業会計	2, 700			の他の都合により繰上
適用事業	一			償還又は低利に借り換
X2/13/3*/K	1 1 3			えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額 に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、 議会の議決を経なければならない。
 - (1)職員給与費

22,326千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、 123,068千円である。

(利益剰余金の処分)

- 第10条 当年度利益剰余金のうち8,940千円は、次のとおり処分するものと定める。
 - (1) 第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして 8,940千円

上記の議案を提出する。

令和6年 3月 4日

江北町長 山 田 恭 輔